

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人昭和大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条に規定する役員等（理事及び監事）及び学校法人昭和大学寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）第9条に規定する執行役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支払うものとする。

- (1) 理事の報酬は、原則として理事手当及び賞与とする。
- (2) 監事の報酬は、原則として監事手当及び賞与とする。
- (3) 寄附行為第6条に規定する理事長には、第1号の報酬とは別に理事長報酬を支払うものとする。
- (4) 施行細則第9条に規定する執行役員には、原則として執行役員手当を支払う。

2 役員の退職金は別に定める「役員退職金規程」により支払うものとする。

(報酬等の額)

第3条 報酬等の額は、毎年、人事担当理事が次の各号に定める範囲内で明細を作成し、収入支出予算編成までに理事会の承認を得るものとする。

- (1) 理事手当・監事手当 別表(1)に定める額
- (2) 理事賞与・監事賞与 別表(2)に定める額
- (3) 理事長報酬 別表(3)に定める額
- (4) 執行役員手当 別表(4)に定める額
- (5) 本学の教育職員ではない理事で常時勤務する者の理事手当及び賞与については別表(5)に定める額

2 前項で承認を得た報酬の額は、収入支出予算書の役員報酬支出にその総額を明示するものとする。

(報酬の支払日)

第4条 報酬のうち賞与を除く手当の支払日は、原則として給与規程第6条第1項に規定する職員の給与支払日(25日)とする。

2 賞与の支払日は、原則として職員の賞与支払日とする。

(その他)

第5条 本規程に定めない特に必要な事項については、理事会で定める。

附 則

1. この規程は、昭和61年10月14日から施行する。
2. この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。
3. この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の承認を要するものとする。